

2019年度 愛知県特別職報酬等審議会審議の詳細

審議の詳細

[始めに下記の配布資料をもとに、事務局から説明を行った。]

- 資料1 令和元年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要
- 資料2 愛知県特別職報酬等審議会資料
- 資料3 諮問の内容について

質疑応答及び意見交換

(会長) それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問をお受けしたいと思います。なお、ご意見につきましては、後程、お伺いいたします。

[各委員からの質問なし]

(会長) ご質問がないようですので、各委員の皆様からのご意見をお伺いと思いますが、先ほどの事務局からの説明のポイントを私なりに整理しますと、

- ①今年度の一般職に係る人事委員会勧告では、指定職給料表の改定がなかったことから、審議会がこれまで改定の是非の判断目安としてきた累積改定率が、前年度から変動がなく「+0.98%」のままであること
- ②本県の議員や知事・副知事の報酬・給料を取り巻く状況については、他団体の状況等から見ると、大きな変化はないこと
- ③一般職については、毎月支給される地域手当は、来年4月から支給割合が引き下がる一方で、それに相当する分の給料の引き上げを行うことが勧告されていること

といったことが、今回の審議の論点ではないか、と考えております。

そういった点も含めまして、どのような内容でも構いませんので、皆さま方のご意見・ご発言を、よろしくお願い致します。

重要な問題ですので、各委員に一言ずつご発言いただきたいと思っております。

(委員) 知事、副知事におかれましては、365日24時間公人として大変な業務をお務めです。技能五輪や毎年開催されている色々なイベントを積極的になさって、本来ならばもっとお給料をとっていた

だいてもいいのかとは思いますが、国内外の景気や他団体との均衡等を考慮すると、諮問のとおりを認めることで良いと思います。

(委員) 先ほどの事務局の説明は極めて論理的で、腹落ちはするのかなと思います。ただ、人事委員会勧告はもともと少しややこしいところがあり、馴染みのないことでもございますので、県民の皆様にはわかりやすく説明する必要があるのかと思った次第であります。これは、マスコミの責任でもありますので、しっかりと勉強していきたいと思います。

(委員) 全体としての数字は変わらないというところで、良いのではないかと思います。

(委員) 改定の目安として、2%という例年の基準を今回は変える必要がないですし、現在の0.98%の水準を考慮すると諮問としては適当かと思えます。なお、他の委員もおっしゃっていましたが、今回の改定は地域手当が引き下がることに連動した改定ということですから、一見増額改定に見えますが、全体としては据え置きであるということを周知していくことが必要であると思えます。

(委員) 事務局からの説明は非常に丁寧でわかりやすく、この改定の内容で良いと思います。

(委員) そもそもなぜ地域手当が高すぎるということを言われたのか個人的には疑問がありまして、東京都や大阪府と比較しても、愛知県が高すぎるとなぜそこまで言われたのか納得がいかないのですが、結果的に地域手当を下げ、それに見合うだけの給料を上げるということで職員は決まったということですので、それに基づいて知事、副知事も同じように変えるということについては、妥当だと思います。

(会長) 地域手当の10.5%が高すぎると言われたことに関して、事務局から何かありますか。

(事務局) 国の地域手当は、都市ごとに率が決まっております。愛知県は国の制度をそのまま取り入れようとするすると、各都市で地域手当の率がばらばらになり、なかなか人事異動がしづらいという面がございます。そこで、従来から県内一律支給とし、本県の支給総額が国の基準を当てはめた際の総額を超えないように運用して

おります。

国の支給総額を超えないという考え方の中で、これまでは給与制度を作る時に、行政職員の状況を考えて制度設計をしていたため、行政職員の人員分布を考え、国の基準を当てはめた平均 10.5%としておりました。しかし、昨年度総務省から、「行政職員だけでなく、愛知県職員である教員や警察官も含めたもので、支給総額を考えなければならない、これに基づく愛知県の率は高い」との指摘がございました。具体的には、教員だと県内全域の都市部でない地域に勤務されている方がいらっしゃいますので、教員も含めて支給割合を加重平均しますと、8.5%を少し超えるぐらいでした。このように、総務省が基準を明確に示したこと、また、本県以外にも 8 団体ほど同じように指摘を受けて、同様の見直しを検討していること、そういったことを踏まえまして、人事委員会に見直しの要請をさせていただきましたら、やはり 8.5%という率に引き下げることが適当という給与勧告をいただいたものであります。

(委員) この提案については、総額が変わるということはないので一般職員と合わせるという意味では異論はありません。

質問なのですが、一般職の 30 代までの方の月額賃金は上がるということでしょうか。

(事務局) はい。給料表の額が上がります。

(会長) それでは、本日ご出席の各委員からは、それぞれの意見などをご発言いただいたかと思いますが、ここで、本日ご欠席された委員の意見について、事前に伺っておりますので、事務局から紹介してください。

(事務局) それでは、本日ご欠席されました 2 名の委員の意見を紹介させていただきます。

事前に事務局より本日と同じ資料を用いまして現状を説明しましたところ、両委員とも、

「①一般職と同様の給料と地域手当の配分見直しであり、「給料と地域手当」の額が現行と同水準となるよう、給料の額を引き上げるものであること、②前回改定以降の累積改定率の 0.98%については、今回の改定にあたっては考慮せず、次年度以降に持ち越すもの

であること、など、諮問書の改定案のとおりでよいのではないか。」
とのご意見をいただきました。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、そろそろ審議会としての意見集約を図りたいと思いますが、その前に、重要な問題ですので、改めて、ご意見やご発言などがあればお願いします。

[各委員からの意見なし]

意見の集約

(会長)

それでは、私から発言をさせていただきますが、欠席された委員の意見も含めまして、これまでの皆さんのご発言を集約いたしますと、全員の委員さんが、「諮問書の改定案どおりでよいのではないか」とご意見でありますので、そのように本審議会としては『決定』をいたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[委員全員が同意]

(会長)

ありがとうございました。

それでは、改定額につきましては、諮問書の案どおり知事が1,379,000円、副知事が1,093,000円とし、改定時期についても、諮問書の案どおり「令和2年4月1日」ということで、答申としたいと思います。